

農薬安全使用と病害虫・雑草防除の基本方針

農作物の病害虫及び雑草防除にあたっては、安全安心な農産物を生産し、環境と調和した持続的農業を推進するため、環境への負荷を軽減することを基本とし、総合的な防除対策のもとに適期適正防除を行うことが重要である。

このために、農薬の安全かつ適正な使用の推進とともに、環境保全に配慮した防除、発生予察に基づく効率的な病害虫防除の推進を図る。

(1) 農薬安全使用の推進

農薬の使用にあたっては、安全安心な農作物の生産、農薬使用者の安全確保、周辺住民や有用動植物等環境への被害防止を基本とする。また、ゴルフ場や防除業者等の農薬使用者における農薬の安全使用についても徹底を図る。

- ① 農薬取締法の周知徹底と遵守
- ② 農薬使用歴の記帳の推進
- ③ 農薬使用基準に基づいた農薬の適正使用及びドリフト防止の啓発
- ④ 不必要農薬及び農薬空容器の適正処理推進
- ⑤ 農業者及びゴルフ場や防除業者等の農薬使用者における農薬安全使用推進
- ⑥ 農薬指導士と農薬適正使用推進員を中心に安全・適正な使用の推進

(2) 環境保全に配慮した防除の推進

栽培環境の整備を含む総合的病害虫・雑草管理（IPM）を推進することにより、防除回数を減らし、農作物の安全性確保と環境負荷の低減を図る。

- ① 環境に優しい効率的な防除の推進
- ② 天敵の導入等による生物的防除法の推進
- ③ 物理的・耕種的防除法の推進

(3) 発生予察に基づく効率的な病害虫防除の推進

迅速で的確な発生予察情報の提供を行い、発生予察情報や病害虫・雑草防除指針に基づく適期防除と効率的な防除を推進する。

- ① 発生予察体制の整備・強化
- ② 的確な発生予察と迅速な情報の提供
- ③ 地域の実情に適合した防除体制の整備
- ④ 薬剤抵抗性病害虫、侵入病害虫の蔓延防止